

長野県無人航空機利用空中散布作業指導要領

平成5年4月9日付け 5農技第28号農政部長通知
平成12年7月5日付け 12農技第316号農政部長通知一部改正
平成18年4月3日付け 18農生第18号農政部長通知一部改正
平成18年11月1日付け 18農技第17号農政部長通知一部改正
平成21年8月4日付け 21農技第276号農政部長通知一部改正
平成22年3月10日付け 21農技第592号農政部長通知一部改正
平成24年3月12日付け 23農技第615号農政部長通知一部改正
平成28年2月23日付け 27農技第612号農政部長通知一部改正
平成29年4月1日付け 28農技第661号農政部長通知一部改正
平成30年2月23日付け 29農技第525号農政部長通知一部改正
令和2年1月21日付け 元農技第589号農政部長通知一部改正

第1 趣旨

この要領は、無人航空機を利用して行う農薬の散布（以下「空中散布」という。）について、人畜、農作物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、その適正な実施に資するため、「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係るガイドライン」（令和元年7月30日付元消安第1388号消費・安全局長通知）（以下「無人ヘリコプターガイドライン」という。）及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付元消安第1388号消費・安全局長通知）（以下「無人マルチローターガイドライン」という。）によるもののほか、必要な事項を定める。

第2 実施計画の策定と届出

- 1 空中散布の作業を実施する者（以下「防除実施者」という。）は、航空法第132条に基づき、国土交通大臣の許可・承認を受けること。
- 2 防除実施者又は空中散布を他者に委託しようとする者（以下「実施主体」という。）は、実施計画書を策定するものとする。
- 3 無人ヘリコプターによる空中散布を実施する場合、実施計画書は様式第1号、別記様式第1号及び別記様式第2号による。
- 4 無人マルチローターにより空中散布を実施する場合、実施計画書は様式第1号及び別記様式第3号による。ただし、樹木及び果樹に空中散布を実施する場合は、様式第1号、別記様式第1号及び別記様式第2号による。
- 5 実施主体は、実施計画書の策定にあたって、次の事項に留意することとする。
 - (1) 市町村及び農業改良普及センター等の指導、協力を得て策定すること。
 - (2) 周辺住民等への健康に配慮するとともに、散布時刻、住宅等からの距離、散布時の気象条件等を考慮した飛散防止対策を含む危被害防止対策を検討し、自主的な散布基準を定めること。

- 6 実施主体は、2により策定した実施計画書を、空中散布の実施予定日が属する月の前月末までに、病虫害防除所長に届け出るものとする。実施予定日が実施月の1日から14日までの場合は、実施予定日の14日前までに届け出るものとする。
- 7 実施主体が、6に定める期日以降において、空中散布を実施する必要があるときは、2の実施計画書を速やかに策定し、空中散布実施予定日の14日前までに病虫害防除所長に届け出るものとする。

第3 実施計画書の受理

- 1 病虫害防除所長は、届け出された実施計画書について、記載事項の不備や周辺住民等に対する危被害防止対策が十分配慮された計画となっているか等を審査し、不十分と判断した場合は実施主体に対し指導を行う。
- 2 病虫害防除所長は、防除実施者が航空法第132条に基づく、国土交通大臣の許可・承認の有無を確認すること。
- 3 病虫害防除所長は、届け出された実施計画書が適正と認められるときは、これを受理し、その旨を実施主体に通知するとともに、第2の3により策定した実施計画書について、速やかにホームページに内容を掲載し公表するものとする。
- 4 病虫害防除所長は、空中散布による養蜂への被害の発生を防止するため、受理した実施計画書の写しを速やかに関係する市町村長へ提供するとともに、受理した実施計画書を、速やかに農業技術課環境農業係及び関係する地域振興局農政課に情報提供する。
- 5 4による情報提供があったときは、農業技術課は園芸畜産課に情報提供し、地域振興局農政課は、養蜂関係者に事前周知を行うものとする。また、市町村長は必要に応じて実施主体への助言や周辺地域及び住民等への周知について協力を行うものとする。
- 6 病虫害防除所長は、第2の6による届け出のあった実施計画書を取りまとめ、翌月5日までに、また、第2の7による届け出のあった実施計画書については受理後直ちに、別記様式第4号又は別記様式第6号により農業技術課長に報告するものとする。
- 7 農業技術課長は6の報告を受けた場合は、無人ヘリコプターによる空中散布に限り、農林水産省関東農政局及び登録認定機関等へ報告するものとする。

第4 空中散布の実施及び危被害防止対策等

1 実施体制及び危被害防止対策

実施主体は、空中散布の実施場所及び周辺区域に関し、無人ヘリコプターガイドライン第2の3又は無人マルチローターガイドライン第2の3による危被害防止対策を講じ、事故の防止に万全を期すとともに以下の点に留意すること。

- (1) 地域住民等との信頼関係を深め、防除の必要性について理解を深めてもらうとともに、使用薬剤や散布方法等の実施内容や危被害防止対策等につ

いて、双方向性の高い実施体制づくりに努めるものとする。

- (2) 空中散布を実施する場所及びその周辺において養蜂が行われているかを、地域ごとに設置している「みつばち農薬危被害防止連絡会議」（事務局：県地域振興局農政課）に必ず確認し、養蜂が行われている場合は同連絡会議と連携し、危被害防止対策を実施すること。
- (3) (2) の他、農業、漁業、その他の事業への危被害防止対策や、学校、病院、水源等の周辺では薬剤が飛散・流入しないよう、十分注意し、適切な対策を講ずること。
- (4) 無人ヘリコプター等での散布においては、作業に従事する者の責任分野を明確化するとともに、連続作業時間が長時間に及ばないよう作業時間に留意すること。また、オペレーター、ナビゲーター及び作業補助者は互いに連携し、架線や障害物等の危険箇所等の情報を共有し、家屋や架線等がある場所を離着点や飛行経路に設定しないなど、一層の周囲の安全確保に努めること。
- (5) 空中散布作業中に機体の不具合が発生した場合は、直ちに散布を中止し、速やかに安全な場所に降下させること。
- (6) 問い合わせや相談等に対応するための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、相談内容等について記録を残すとともに、必要に応じて危被害防止対策等を講ずること。

2 周辺地域及び住民等への周知

無人ヘリコプターによる空中散布並びに無人マルチローターにより樹木及び果樹へ空中散布を実施する場合、実施主体は、空中散布実施場所の周辺地域住民等及び学校、病院等公共施設（以下「周辺住民等」という。）に対し、実施計画及び相談窓口の設置について、事前の周知を徹底するとともに、周知に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 空中散布実施場所周辺の地域住民等に対し、実施計画の掲示のほか、チラシ、回覧板、有線放送、立て看板等の地域の実情に応じた有効な手段により周知を行うこと。
- (2) 空中散布実施場所周辺にある学校（幼稚園、保育園を含む。以下同じ。）及び病院等公共施設並びに実施場所周辺が通学路となる学校への連絡は、様式第3号によるものとする。ただし、必要事項が記載されている場合は必ずしも様式第3号によらなくてもよい。
- (3) 気象条件等より実施日時や実施場所等に変更が生じた場合は、変更に係る事項について速やかに周辺住民等へ周知すること。

第5 終了届の提出

- 1 実施主体が空中散布を終了したときは、終了後1ヶ月以内に以下の終了届を病虫害防除所長に提出する。
 - (1) 無人ヘリコプターによる空中散布を実施した場合は様式第1号、別記様式第1号及び別記様式第2号を提出するものとする。
 - (2) 無人マルチローターにより空中散布を実施した場合は、様式第1号及び

別記様式第3号を提出するものとする。ただし、樹木及び果樹に空中散布を実施した場合は、様式第1号、別記様式第1号及び別記様式第2号を提出するものとする。

- 2 終了届の提出にあたっては、実際に講じた危被害防止策について具体的に記載するとともに、周辺住民等から意見や問い合わせ等があった場合には、その内容と対応状況等を記載すること。
- 3 病虫害防除所長は、提出された終了届の写しを、収受の都度、市町村長へ提供するものとする。また、終了届の内容を無人ヘリコプターによる空中散布については、別記様式第5号に、また、無人マルチローターによる空中散布については、別記様式第7号（ただし、「樹木及び果樹」への空中散布については別記様式第5号）に取りまとめ、毎年11月15日までに農業技術課長に報告するものとする。

第6 事故が発生した場合の対応

- 1 実施主体は、空中散布における事故が発生した場合、直ちに人的被害の有無を確認し、その救護を行う。
- 2 人的被害への対応後、農作物等の物的被害、農薬や燃料等の漏れ、機体の損傷等を確認のうえ、その状況に応じ、電力会社、通信会社、交通機関、河川管理者等関係機関へ速やかに連絡し、必要とする対応を要請するとともに、病虫害防除所及び市町村へ速やかに電話等により報告すること。
- 3 実施主体は、様式第4号による事故報告書を作成し、事故発生の翌日までに、病虫害防除所長へ第1報を提出することとし、事故発生から1週間以内に第2報を提出する。また、最終報告を事故発生から1ヶ月以内に提出するものとする。病虫害防除所長は事故報告書の提出があった場合は、農業技術課長及び市町村に情報提供する。
- 4 病虫害防除所長は、実施主体からの情報を随時農業技術課へ報告するとともに、必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
- 5 農業技術課長は、病虫害防除所長からの報告に対し、必要な措置を講ずるよう指示するとともに、農林水産省関東農政局及び関係機関へ報告するものとする。
- 6 無人ヘリコプターガイドライン第3の1の（2）又は無人マルチローターガイドライン第3の1の（2）に該当する、特に重大な事故が発生した場合は、前項までの対応に加え、無人ヘリコプターガイドライン第3の7又は無人マルチローターガイドライン第3の7による事故報告を直ちに行うものとする。

第7 一般社団法人長野県植物防疫協会農林航空部会の役割

一般社団法人長野県植物防疫協会農林航空部会は、県及び登録認定等機関との連絡・調整を行うとともに、無人航空機空中散布作業の安全性確保及び危被害防止対策等に必要な事業等に対し協力するものとする。

第8 指導体制

- 1 県は、空中散布を安全かつ円滑に実施するため、関係団体による会議を開

催し、危被害防止対策等について協議し、周知徹底を図るものとする。

- 2 県及びその現地機関、一般社団法人長野県植物防疫協会等関係機関は、実施主体に対し、「無人ヘリコプターガイドライン」及び「無人マルチローターガイドライン」並びに「本要領」に基づき、適正に作業が実施されるよう、連携して技術等の指導に当たるものとする。
- 3 市町村は、県及びその現地機関等関係機関と連携して、実施主体に対し、作業の安全かつ円滑な実施等の指導に当たるものとする。

第9 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和2年1月21日以降に実施する無人航空機を利用して行う空中散布について適用する。

(様式第1号)

無人航空機による空中散布実施計画届
(無人航空機による空中散布終了届)

令和 年 月 日

病虫害防除所長 様

実施主体名
(代表者名)

印

住 所

電 話 番 号

無人航空機による空中散布実施計画を下記のとおり策定したので届出ます。
(無人航空機による空中散布を下記のとおり終了したので届出ます。)

記

- 1 空中散布の計画(報告)
別記様式第1号及び別記様式第2号のとおり

(無人マルチローターによる散布(「樹木及び果樹」以外)の場合
別記様式第3号のとおり)

添付書類(各1部)

- ・実施区域の地図(1/10,000程度)
(終了届では、実施計画届の内容と変更のない場合は省略できることとする。)
- ・終了届では、様式第3号の写し。また、周辺住民等から意見や問い合わせ等があった場合には、その内容と対応状況等を記載した書類等

(別記様式第1号)

令和 年度空中散布実施計画（報告）書

実施主体名		オペレーター名		機体登録記号	該当市町村地区※ ¹	実施予定日時※ ¹ (実施予定は具体的に記載すること)	実施日数※ ¹
防除委託者名	防除実施者名	氏名	技能認定証番号			予備日時	

作物名※ ¹	実施面積※ ¹	散布農薬名※ ¹	10a当たり散布量	散布機数※ ¹	相談窓口※ ² (報告の際は、住民等からの意見や問合せ及び対応を記載すること)	備考
				無人マルチローター 機 無人ヘリコプター 機		

※¹の項目は病害虫防除所のHPに掲載する際の公表事項

※²の項目は病害虫防除所に問合せがあった際に当該者に情報提供する

記載注意

- (1) 計画（報告）書は全ての項目を必ず記載すること。
- (2) 技能認定証番号欄には、操縦者の能力等に関する基準を制定している団体等により講習会を受講し、技能認証を受けている場合は、当該認証の番号を記載すること。
技能認定証番号を有しない場合は空欄とする。
- (3) 機体登録記号欄には、登録代行機関により性能等の確認を受けている場合は、登録代行機関が発行する機体の識別番号を記載すること。
登録代行機関が発行する機体の識別番号がない場合は、機体を識別できる製造番号等を記載する。
- (4) 該当市町村地区には散布を行う地区名（字名）まで記載すること。
- (5) 相談窓口には、住民等からの問い合わせに対応できる者（防除委託者、防除実施者等）の連絡先を記載すること。

(別記様式第2号)

■危被害防止対策（計画書の場合は実施内容（予定を含む）を記入し、報告書の場合は実施実績を記入する）

項 目	具体的な実施内容（実績）
航空法における国土交通省への申請	
周辺地域住民等への周知	
学校、病院等周辺公共施設への周知	
実施計画の掲示場所	
散布実施計画等の相談窓口の設置とその周知	

■危被害防止のための自主散布基準（※散布基準を添付してもよい（その場合は記入不要））

- 住宅地や公共施設等からの距離：_____m以内のは場は散布しない。
- 散布を中止する場合の風速：_____m/秒の時には散布を中止する。
- 上記以外に危被害防止のために設定している散布実施基準の内容

(別記様式第3号)

令和 年度空中散布実施計画(報告)書(無人マルチローター(「樹木及び果樹」以外))

実施主体名		オペレーター名		機体名	該当市町村地区	実施予定日時 (実施日時) (実施予定は具体的に記載すること) 予備日時	実施日数
防除委託者名	防除実施者名	氏名	技能認定証番号				

作物名	実施面積	散布農薬名	10a当たり 散布量	散布機数	相談窓口 (報告の際は、住民等からの意見や 問合せ及び対応を記載すること)	航空法における 国土交通省への申請	危被害防止対策 (住民への周知等)	備考
				機				

記載注意

- (1) 計画(報告)書は全ての項目を必ず記載すること。
- (2) 技能認定証番号欄には、操縦者の能力等に関する基準を制定している団体等により講習会を受講し、技能認証を受けている場合は、当該認証の番号を記載すること。
技能認証番号を有しない場合は空欄とする。
- (3) 該当市町村地区には散布を行う地区名(字名)まで記載すること。
- (4) 相談窓口には、住民等からの問い合わせに対応できる者(防除委託者、防除実施者等)の連絡先を記載すること。
- (5) 記載内容はホームページ等で公表はしないが、病虫害防除所に情報提供の依頼があった場合、情報提供する。

(様式第2号)

無人航空機による空中散布

実施計画届
について
終了届

令和 年 月 日

農業技術課長 様

病虫害防除所長

無人航空機による空中散布

実施計画届
終了届

が下記のとおり届出がありましたので報告します。

記

1 実施計画（報告）書

別記様式第1号のとおり

〔 無人マルチローターによる散布（「樹木及び果樹」以外）の場合
別記様式第3号のとおり 〕

長 様

(下線部には要領第4の2の(2)に該当する公共施設名等を記載)

実施主体名
(代表者名)

印

住 所
電 話 番 号

無人航空機による空中散布の実施について

このことについて、下記により実施しますので御了知のうえ危被害防止対策に御協力願います。
記

無人航空機の区分*	無人ヘリコプター ・ 無人マルチローター
実施場所	
実施面積	h a
作物名	
対象作業名 (いもち病防除等)	
実施予定日	月 日 () 時 分 ~ 時 分 月 日 () 時 分 ~ 時 分
予備日	月 日 () 時 分 ~ 時 分
実施日数	日間
散布農薬名	
その他	■ 散布に関する相談先 (相談窓口)

注. 添付書類 実施区域の地図の写し
※いずれかに○をする

無人航空機による空中散布事故届

病虫害防除所長 様

報告者所属・氏名: _____

連絡先: _____

報告日時: 令和 年 月 日 () 時 分

【基本情報】 ※ 初期の報告(第1報など)については、事故発生を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可

1	発生日時	令和 年 月 日 () 時 分 (散布作業開始時間: 時 分)				
2	発生場所(都道府県名から)					
3	オペレーター氏名及び 技能認定証番号	氏名:	技能認定証番号:			
4	使用機種	機種:	機体登録記号:			
5	作業時の気象状況	天気	(気温)	風向・風速		
6	作業内容	作物	対象病虫害等			
7	薬剤	薬剤名				
		希釈倍率	散布前積載量			
8	実施主体	散布委託者				
		散布受託者(散布実施者)				
9	作業実施体制	オペレーター 名	ナビゲーター 名	(その他) 名		
10	事故の概要 (例:電線に接触後、水田横の道路に墜落し、機体は大破した、等)	該当に○→	人身事故	物損事故	農薬事故	その他
11	被害状況	該当に○ (もしくはセル着色)			有の場合、その内容	
	人への被害	無	確認中	有		
	家畜への被害	無	確認中	有		
	農作物への被害	無	確認中	有		
	薬剤の流出	無	確認中	有		
	機体の損傷	無	確認中	有		
	架線の切断※有の場合、内容欄に停電の有無も記載	無	確認中	有		
	周辺の建物への被害	無	確認中	有		
その他の被害						
12	航空法の許可・承認の 発行日及び番号	許可・承認書発行日: 月 日			番号	

【対応状況等】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しないでも可

13	被害への対応状況	
14	その他(警察、消防等の対応、取材・報道状況等)	

注1. 事故発生時の見取り図を添付(可能であれば現場写真も添付)

注2. 報道記事等あれば添付

【事故原因】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しないでも可

15	
----	--

【再発防止対策】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しないでも可

16	
----	--

長野県無人航空機利用空中散布作業指導要領別記様式4

(無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン 別記様式1(第2の1(1)関係)

年度空中散布事業計画書

(長野)県

実施主体名		オペレーター名		機体確認の番号	該当市町村名	実施予定 月日	対象作業名	作物名	実施予定 面積	散布資材名	10a当たりの使用 量又は希釈倍数	備考
防除委託者名	防除実施者名	氏名	技能認証の番号									

記載注意

- (1) 技能認証の番号には、登録代行機関の技能認証の番号を記載すること。
- (2) 機体確認の番号には、登録代行機関により付与された番号を記載すること。
- (3) 補完防除(病害虫の発生が多い場合に予定された防除に加えて行う防除をいう。)にあつては、その旨備考欄に記載すること。

長野県無人航空機利用空中散布作業指導要領別記様式5

(無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン 別記様式2(第2の4(1)関係)

年度空中散布事業報告書

(長野)県

実施主体名		オペレーター名		機体確認の番号	該当市町村名	実施予定 月日	対象作業名	作物名	実施面積	散布資材名	10a当たりの使用 量又は希釈倍数	備考
防除委託者名	防除実施者名	氏名	技能認証の番号									

記載注意

- (1) 技能認証の番号には、登録代行機関の技能認証の番号を記載すること。
- (2) 機体確認の番号には、登録代行機関により付与された番号を記載すること。

年度空中散布事業計画書(無人マルチローター(「樹木及び果樹」以外))

(長野)県

実施主体名		オペレーター名		機体名	該当市町村名	実施予定 月日	作物名	実施予定 面積	散布農薬名	10a当たりの 使用量又は 希釈倍数	備考
防除委託者名	防除実施者名	氏名	技能認証の番号								

記載注意

- (1) 技能認証の番号には、登録代行機関の技能認証の番号を記載すること。
- (2) 補完防除(病害虫の発生が多い場合に予定された防除に加えて行う防除をいう。)にあつては、その旨備考欄に記載すること。

年度空中散布事業報告書(無人マルチローター(「樹木及び果樹」以外))

(長野)県

実施主体名		オペレーター名		機体名	該当市町村名	実施 月日	作物名	実施面積	散布農薬名	10a当たりの 使用量又は 希釈倍数	備考
防除委託者名	防除実施者名	氏名	技能認証の番号								

記載注意

- (1) 技能認証の番号には、登録代行機関の技能認証の番号を記載すること。